

平成 30 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6月19日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

平成30年6月19日〔火曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第38号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第42号 スポーツプラザ外構工事請負契約の締結について

議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（8名）

委員長	幅	章	郎	君	副委員長	東	猴	史	紘	君	
委員	東	義	喜	君	委員	古	田	み	ち	よ	君
委員	牧	野	圭	佑	君	委員	伊	神	克	寿	君
委員	山	登	志	浩	君	委員	藤	岡	和	俊	君

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議員	掛	布	ま	ち	子	君	議員	森	ケ	イ	子	君
議員	安	部	政	徳	君	議員	河	合	正	猛	君	
議員	伊	藤	吉	弘	君	議員	尾	関	昭	君		
議員	福	田	三	千	男	君						

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松本朋彦君	議事課長	石黒稔通君
主査	梶浦太志君	主事	岩田智史君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

副市長 佐藤和弥君

企画部長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 長谷川久昇君

地方創生推進課長 坪内俊宣君

地方創生推進課副主幹 稲波克純君

地方創生推進課副主幹 矢橋尚子君

秘書政策課長 茶原健二君

秘書政策課主幹 河田正広君

秘書政策課副主幹 間宮徹君

秘書政策課副主幹 田中元規君

市民サービス課長 貝瀬隆志君

市民サービス課主幹 前田茂貴君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影山壮司君

行政経営課長 村瀬正臣君

行政経営課主幹 安達則行君

行政経営課副主幹 梶田博志君

行政経営課副主査 山内進治君

税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課副主幹	前 田 昌 彦 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
総務課長	高 田 昌 和 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
消防総務課長	斉 木 寿 男 君
消防総務課主幹	杉 本 恭 伸 君
消防総務課副主幹	日下部 匡 彦 君
消防予防課長	高 島 勝 則 君
消防予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	花 木 康 裕 君
消防署主幹	上 村 和 義 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署副主幹	坪 内 誠 君

消防署副主幹	山	本	進	悟	君
消防署副主幹	増	田	光	師	君
消防署副主幹	水	野	信	貴	君
消防署副主幹	村	上	祥	一	君
消防署副主幹	雉	野	広	治	君
消防署副主幹	柴	山	浩	一	君
消防署副主幹	高	木	直	樹	君
消防署副主幹	蟹	江	雅	紀	君
消防署副主幹	浪	崎	克	利	君

午前9時30分 開 会

---

○委員長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総務委員会を開会させていただきます。

初めての委員長としての進行でございます。大変ふなれでございますけれども、皆様の御協力をいただいてスムーズな議事運営をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る6月7日に6月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上、大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程でございますけれども、付託されております議案第38号 江南市市税条例等の一部改正についてを初め3議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の申し出がございましたので、傍聴につきましては、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可したいと思っておりますが、御意見ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしとお言葉をいただきましたので、傍聴を許可し、傍聴人

の入室を許可いたします。

[傍聴人入室]

○委員長　それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定をされております。質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをし、挙手の上、委員長の指名後、発言をくださいますよう、議事運営に御協力をお願い申し上げます。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の皆さんは、それぞれ担当の議案のときに出席をいただき、その間は退席をしていただいても結構でございます。

---

### 議案第38号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第38号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、議案第38号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の2ページをお願いしたいと思います。

平成30年議案第38号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、3ページには江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）、少し飛んでいただきまして21ページでございます。

21ページから67ページにかけて新旧対照表を、それから68ページから70ページにかけて市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろし

くお願いを申し上げます。

○委員長 　では、これより質疑を行います。

　質疑はございませんでしょうか。

○東委員 　議案書、参考資料ですから68ページでしょうかね。タブレットも現物もそうですけど、68ページで、ここが市税条例、今回の概要が書いてありますので、このところの一部、少しお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

　ここにありますように、本会議でも一定の議論はされましたわけでありまして、若干重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいです。

　改正の概要が2番目に書いてありまして、市県民税関係で、いわゆる非課税の範囲に関する規定の整備ということで、ここにありますように、給与所得控除あるいは公的年金控除から基礎控除への振りかえという表現があるわけですけど、この辺が振りかえという表現になっていますから、単純に言えば、書いてありますように所得控除と公的年金の控除を10万円引き下げることとあわせて、これで所得はふえますから、10万円下げられるとね。その分に見合うだけの基礎控除を10万円上げることによって、要は税額を見る場合においては差し引きゼロになるよというような説明だと思うんですけど、私が思うのは、もともと所得控除、基礎控除は、本来性格の違うものだと全く思っておるんですけど、1つお聞きしておきたかったのは、今回、所得控除が引き下げになるわけですね。一律10万円となるわけですけど、年金控除の10万円下げるというのはですね。大体この所得控除を今回下げる理由といたしまじょうか、何のために下げるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけどね。

○税務課長 　ただいま公的年金とお給料の控除額をなぜ10万円下げるかということでございます。

　先ほど委員さんのほうからも御説明がありましたけれども、それと振りかえて基礎控除を10万円上げるということで、端的に申し上げますと、給与と公的年金の方につきましては10万円所得が上がりますが、控除が10万円下がるということで税金には影響のないようにしました。

恐らく今回ポイントになるのは、それ以外の御自分で御商売をやっておみえになる方、個人で請負などをやっておみえになる方につきましては、こういった控除がございませんので、基礎控除の10万円が上がるということで恩恵を受けるものということでございますので、そういった意味では、そうした自営業者の方の税金を軽減するという意味合いがありますので、年金、お給料の方は控除を引き下げる、基礎控除は上げるということで影響のないようにすると、そういう認識でおるところでございます。

○東委員 所得控除の対象にならない。給与所得者だけですから、所得控除の対象になるのはね。それを下げることによって、いわゆる基礎控除が上がりますから、たまたま自営業者の方に恩恵があるんじゃないかと。そのためだという言い方がされたように聞こえたんですけど、私が聞いたかったのは、自営業者の話がたまたま出ましたけど、自営業者の場合は、売り上げがあつてさまざまな経費を引いて所得計算をするという仕組みがつくられています。でも、給与所得者には、サラリーマンも含めて我々もそうでしょうけど、皆さんも職員もその方ですけど、本来、明確に、別にその収入から経費を引くというような計算はないですよ。たまたま所得控除というのがつくられて、収入のランクに応じて決められておるわけでありまして、もともとはこの所得控除は勤労者の方、労働者にもやはり必要経費があるという趣旨でね、本来は。勤労関係では支出という言い方を私は習ってきましたけど、例えば服を買わないかとか、当然要るわけですよ、たとえ会社勤めといえどもですよ。そういう分に見合うものだというふうに聞いておったんですよ、所得控除というのはもともとね。それをなぜ下げるのかという意味で聞いたんですよ。

今の課長さんの話だと、自営業者との考え方によっては、向こうを軽減するためだというふうな言い方でしたけど、それは結果的には基礎控除が上がるから軽減されるだけの話であつて、その前段の部分なんです。なぜ先に10万円ぽんと下げるのかと、所得控除をね。勤労者の経費に当たる部分も下げるという意味ですから、なぜそれを下げるのかというところをちょっと確認したかったという意味なんです、お聞きしたかったのは。

○税務課長 もう一点は、他の主要国に比べて日本のお給料、サラリーマン

の経費ですね。控除が大きいということ、そういったこともありまして、今後はそういったものも意識しつつ、他の諸国に比べて見合ったような数字にしていくと、そういった考え方もあるものに思います。

○東委員　他の国の所得控除と比べて高いと。じゃあ、幾ら高くて、例えばよその国の所得控除が幾らで、日本はこっだけ高い。じゃあ、10万円の根拠は何かということなんですよ、早い話が。何で10万円下げるのと。

どこかの国と比べて控除額が高いと。幾ら高いんだから、じゃあ日本は10万円下げましょと、そういう理論があると私は思っておったんですよ、それを聞いておるんですけどね。それはないのかということです。

○税務課長　そういった10万円の明確な根拠については、ちょっと示されてはおりません。

○東委員　10万円下げる意味がよくわからないということで、そういう条例がここに出てくるということでしょうかね。

結果的には、基礎控除を10万円上げるから、差し引き税金負担はありませんということですけど、本来、給与所得控除を下げると、これは勤労者全てにかかわる。

なぜこれを聞くかということ、続けますけど、所得控除が下がるわけですから、我々のような、皆さんは多分共済保険ですけど、収入でランクが決まって共済費は、医療保険で。我々、国保に入っておる人は給与所得控除が本来は関係ないわけですよ。総収入、所得控除の前の金額、そこから33万円引いて国保料は計算するわけですよ。つまり、国保料に対するその対象金額は上がるわけですよ。だから、国保料の金額が上がるわけですよ、給与所得控除が関係ないからね。基礎控除も関係ないんですよ。だから、そういうふうに社会保険料などに影響が出るわけですよ、所得控除を下げるということは。だから、なぜそんな10万円下げるのというふうに聞いたんです。じゃあ、その影響が出た分には、何かどこかで対応できるのという話です。それも見てくれているんでしょうか、今回の税制改正の中には。そういうことはどうなんでしょうか。

○税務課長　今、御質問がありました国民健康保険税への影響などは、何かフォローといいますか、カバーをする仕組みはないと思いますけれども、そ

れ以外に社会保障のいろんな局面でそういった所得を使う場面が出てくるかと思うんですけれども、そういったことに対しましては配慮がなされるようにと、そういった通知が出ておることはわかっておりますけれども、ただ、こういった具体的な対応がされておるかというのはちょっとまだわかっていないのが現状でございます。

○東委員　その部分ですね。同じ今の概要書のほうに、たまたま基礎控除を一律引き上げるよと。なおというところがあって、給与と公的年金が両方ある方でも、合わせて10万円となり調整されるという記載があります。つまり、給与もある、たまたま一定の年齢になると給与も取るけど、年金ももらえるよという人もおるわけですよ。本来なら、それぞれ基礎控除が発生すれば20万円ということになってしまうんですよ、両方下がるわけですから。この10万円で調整されるというふうに表現があるわけですけど、要は二重には引かないという意味だと思っておりますけど、それはどうやってやるのかと。よくわからんのですけれども、どうやってやるんですか。

○税務課長　今の件に関して、具体的なテクニク的なものはまだ示されてはいないんですけれども、どちらか一方で10万円を引くということになるんじゃないかというふうに考えております。

○牧野委員　ちょっと数字で聞きたい。

きのうの森さんの質問で大体わかったんですけど、850万円以下の方はふえも減りもしないような、細かい今言われたことはありますが、と認識していて、2,000人の人は1万円ぐらい下がると聞いて、850万円以上の方が1,400人というふうの答弁もあったと思いますが、江南市で県・市民税を払っている人は総勢で何人いらっしゃるのか、まず最初、そこから。

○税務課長　個人の市民税の、これは均等割ですね。5,500円出ている方の人数ですが、平成29年度の当初のデータで均等割がかかっている方は5万729人おります。

○牧野委員　わかりました。5万729人のうち2,000人ぐらいが自営業だとか、給与所得というのか、そういうのが関係ない人が2,000人ぐらいいるということだったんですね、きのうの話は。

私、ちょっと聞き漏らしちゃって、細かいことはわからないんですが、68

ページのiPadで表がありますよね、合計所得金額、基礎控除額という。この表にあわせて、きのう人数を言われたで、もう一度、きょう教えていただけますか。例えば、2,400万円以下の基礎控除43万円という人が何人いて、どうなるかという、税額が。

○税務課長 基礎控除が金額によって低減、消失するという仕組みのこの表のところでよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、2,400万円を超える所得のある方につきましては160人お見えになりまして、4万円程度の負担がふえるということでお答えをさせていただいたところでございます。

○牧野委員 これは1行だけなんだけど、2,450万円から2,500万円はどうなんですか。

○税務課長 2,500万円超で適用がなくなってしまう方は、151人お見えになります。この方については43万円がゼロになりますので、単純に、税率が10%でございますので4万3,000円ほどの影響があるということでございます。その次に、15万円になる方は6人ですね。これは平成29年度のデータから拾っております。43万円が15万円になりますので28万円、税額でいいますと2万8,000円ほど影響があるのではないかなと思います。29万円になります。2,400万円超から2,450万円以下のところでございますが、こちらは7人お見えになります。14万円控除が減りますので、税額で1万4,000円程度ということでございます。

これをならしますと4万円ほどの負担増ということでお答えをした次第でございます。

○牧野委員 よくわかりました。ちょっと書き漏らしましたんで。

トータル的には、江南市は減った分とふえた分と、プラ・マイ大体ゼロだということ認識しました。それでよろしかったですよね。

○税務課長 そのとおりでございます。

○牧野委員 結構です。

○東委員 条文のところでよくわからなかったのもので、新旧対照表の56ページ、説明との関係がちょっと拾い切れないもんですから、よくわからなかったんですけど、56ページの上段のほうなんですけど、一番上のほうで、市街化区

域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例というのが括弧書きがあるんですけど、旧でいくと、昭和47年度以降というのがあって、これが平成6年に変わっておるといふうに、今回書いておるんですけど、この辺の今回変わる理由などについてちょっと確認したいです。

○税務課長　こちらタイトルにございますように、市街化区域農地に対して各年度分でどんな割合でお願いするかということで、ちょっと今、手元に表がないのでいけませんけれども、これは恐らく昭和47年ぐらいにこの制度が始まりまして、各年度がどんな特例割合だということを掲げた表が載っておるんですけども、これが見出しは変わらずにずうっと来たんですけども、今回、条例改正の条例（例）によって変えますよということで来たので、それに合わせて変えたんですけども、実際にはそういつて各年度の特例割合が書いてありますので、平成6年度以降の表になっておりますので、今回、見出しを表の内容に合わせて改めたということでございます。

○東委員　そうすると、その表の内容は、昭和47年当時からずうっと変わってなくて、平成6年に初めて変わったんですけど、今回の条例改正って、今もう平成30年ですけど、昭和47年からずうっと変えてなくて、平成6年に変わっておったやつを今変えたという意味なんですか。この税制改正に合わせてやったということは、そういうことなんですか。

○税務課長　申しわけありません。ちょっと今手元に表がないのでいけませんけれども、たしか3年とか5年のサイクルでずうっと昭和47年以降変わっておりまして、その年ごとに変わっておったんですけども、見出しだけが取り残されておったということで、今回、それに追いつかせたという内容になります。

○藤岡委員　わがまち特例のほうなんですけれども、まず①番、わがまち特例のアの再生可能エネルギー発電設備、これに関するものというのは、江南市に該当するようなところはありますか。まずこれを確認です。

○税務課長　今回、再生可能エネルギーの発電設備ということで、内容といたしましては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスということで設定をさせていただいておるんですけど、これまでに一度、わがまち特例として規定はしたんですけども、該当の設備はございませんでした。

今後の見込みはちょっと、これからですのわからないというのが現状でございます。

○藤岡委員　では次の、イのほうの生産性向上のための機械・装置等で、これは市の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものと認定されたものというのがあるので、具体的にこれをどのように判断するのかとか、3%以上向上とかですね。導入促進計画、これはもう各中小企業さんのほうには示されていて、これに該当する企業は市には多分存在するだろうという、そういうようなことはありますでしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時06分　　休　憩

午前10時07分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○税務課長　ただいま御質問いただきました3%向上の関係でございますけれども、こちらにつきましては認定経営革新等支援機関という団体ですね、これは商工会議所とか商工会等の附属機関といいますか、そういった機関でございませけれども、そういったところが労働生産性が年3%以上向上するかについて確認をしまして、確認書を発行いたします。中小企業はその確認書を沿えて市町村へ提出して、市町村が認定をするというようなイメージになるかと思えます。

現時点でちょっと商工観光課に確認をしましたところ、今のところ手を挙げているところはまだないというふうに聞いております。

○藤岡委員　次の②のバリアフリー改修のほうですけれども、こちらが劇場や音楽堂等に係ると書いてあるんですが、主に実演芸術等の講演等を行う一定のものという。こういった施設については、江南市は該当するところがあるんでしょうか。

○税務課長　こちらの該当する施設は、今のところはないものでございます。

○山委員　そうしましたら私から、70ページのたばこ税の関係で伺いたいと思えますけれども、従来の紙巻きたばこを吸う人が少なくなってきた、その分、加熱式のたばこのほうに移行しているのかなあと思うんですけれども、今、加熱式たばこのほうがまだ税率が安いわけで、今回、それを改めて段階

的にどんどん引き上げていくということで、どんどん引き上げることは、私は歓迎するところなんですけれども、税金は紙巻きたばこを吸う人が減ってきているので、やっぱり市税のたばこ税は減っているんですか。そうでもないですか。

○税務課長 議案質疑のほうでもちょっと触れさせてはいただいたんですけども、今手元に平成に入ってからからの税収の一覧表を見ておるんですけども、大体5億5,000万円を行ったり来たりというか、維持をいたしまして、平成25年度にピークの6億4,000万円、その後また、ずうっと下がってきてまして、平成29年度の決算見込みは5億6,000万円ということになっておりますけれども、どんどん吸う人が減ってはおりますけれども、税率でカバーをしておるということで、市税のたばこ税のほうは5億5,000万円程度を維持しておるというような流れになっておるところでございます。

○山委員 ピークは6億4,000万円、今は5億6,000万円ですか。それは数年前に値上げしたという影響があるんですかね。それとも、吸う人自体が減ってきているんですか。

○税務課長 恐らく吸う人は減っておると思いますけれども、例えば今、平成25年度ですけども、平成25年度に税率の改正がありましたので、その駆け込み需要でしたり、上がったことによる税収にはね返ってきたものというふうに認識しておるところでございます。

○山委員 それで、こういう形でまた段階的に上げていくんですけども、今後、数年間の税収の見通しというのはどう考えていますか。おおむね5億数千万で推移していくものというふうに理解してよろしいんですか。

○税務課長 これも議案質疑でちょっとお答えをさせていただいたんですけども、今も申し上げたとおり、吸う人は今後減っていくのかなというふうに認識をしておりますけれども、5億5,000万円程度の数字で維持しておるということは先ほど申し上げたんですけども、やはりそれを維持するような、国のほうも税制改正が行われるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後もキープするものという認識でおります。

○牧野委員 たばこの関連で、私、この加熱式たばこってネットでいっぱい出ているんだけど、中のフィルターって1本幾らぐらいするものか、誰か御

存じですかね。全然出てこない。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○税務課長 加熱式たばこで今大きく3種類ございますね。アイコス、グロー、プルーム・テックと、そういうものでありますけれども、ちょっと私も詳しくないでいけませんけど、アイコスとかグローというのは、昔のたばこを細くしたものが20本入って、アイコスが460円で、グローというのが420円の定価で売られておるということでございます。普通のメビウスというのが440円ですので、ほとんど値段的には変わらないということですね。プルーム・テックというのが、これも余り詳しくないでいけませんけれども、これはフィルターを刺して吸うということで、たばこの形状をしていないというものだというふうに聞いております。

○牧野委員 ありがとうございます。私もネットで調べて、本体は幾らと出るんだけど、フィルターが出ない。よくわかりました。

部長さんの話だと、70ページの下から5行目ぐらい、重量に基づく換算では、当該重量0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本というふうに書いてあるんですけど、今大体たばこも420円とか460円とか、安いのもあるんだけど、エコーとか。0.4グラムと、これは誰かが決めたんだけど、0.5グラムとおっしゃったような気がしたんだけど、この表を見ると0.4グラムが0.5本ということは、価格差が紙巻きたばことアイコス等のフィルターとは0.4が等しいと思っているのかなあ。0.5本と0.4ということなのか。1グラムが1本とおっしゃいませんでしたか、確認です。

○税務課長 3種類のたばこの税率が安いということで、これから上げていくんですけども、今、製品20本当たりの重さが、アイコスは、大体概算で16グラムあるというふうに言われております。グローというのが10グラムで、プルーム・テックというのが約3グラムということで。

○牧野委員 20本で。

○税務課長 プルーム・テックは、フィルターが5つ入っていたかと思いま

すね。その重さで1グラム当たりを1本というふうに換算しておるがために安い税率になってしまっております。

今、委員がおっしゃられたように、今後は0.4グラムを0.5本に換算することと、あと定価の部分ですね。定価は、先ほど申し上げたようにほとんど一般のと変わらないので、これを抱き合わせてやっていきますと今の現状の紙巻きたばこに近づいていくと、そういう仕組みになっておるということでございます。

○東委員 本当はだんだん上がっていくと。3種類あって、上がっていくよという話です。何か表みたいなのがあるとわかりやすいなと思うんだけど、本当は整理されておればですよ。今の0.4グラムが0.5本に換算という言い方だと、途中で製品が変わってきたりすると、5年間掛けていくんでしょう、例えば現実には。製品が変わってきたりすると、またこれは改めるということになったりするのかな。それが現状ですけど、現状ならこういうふうに推測していますよと、表か何かがあるとありがたいけどね、わかりやすいようになると。

○税務課長 そうですね。これはあくまでも、今のこの3種類の加熱式たばこを見据えての税制改正であるというふうに認識をしておりますけれども、今後、また新しい製品も出てくることと思いますので、恐らくそのときは、そうした税率を改正していく制度になっていくんじゃないかなというふうに思います。

○牧野委員 ちょっと戻って、69ページの④法人市民税の電子申告の義務化ということで、平成32年4月1日から適用ということですが、現在、法人市民税の電子申告している企業は何社ぐらいですか。ほとんどそうなのか、パーセントでも、現状がちょっと聞きたいんですが。

○税務課長 今、市内法人が約2,000社ございます。平成29年度で1,995社ございますので約2,000社ということでございます。そのうちの65%は既に電子申告をやっていただいておりますので、今回、改正がございましたけれども影響はないといえますか、もう既にやっていただいておりますところがほとんどということでございます。

○牧野委員 多分、残りの35%は個人でやっているのか事務所を使ってない

のか、電子化になじまないというのか、多分やりにくいお店が多いんだろうと思うんですが、これは強制適用だもんですから、これそうしないとやれないというようなことだと、その企業に対しては法人市民税とか何か、どういうことになるんですかね。

○税務課長　　今、65%というのは2,000社のうちの65%ということで申し上げたんですけれども、今回、申告が義務づけられますのは、資本金が1億円以上ということでございますので、小さい会社につきましてはその義務を負わないということでございますので、お願いしたいと思います。

○牧野委員　　じゃあ、現在2,000社、市内で申告企業、法人があって、65%は電子申告だけれども、今の1億円以上の資本金の企業って、全部やっていると思うんだけど、今、市内に何社でしたかね、出ていましたよね。

○税務課長　　2,000社のうち193社でございます。

○牧野委員　　193社、私の勘で言うと全部そうしていると思うんですが、どうですかね。

○税務課長　　そのとおりでございます。

○牧野委員　　結構です。わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分　　休　憩

午前10時21分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○税務課長　　済みません、先ほど、山委員さんからのたばこ税の今後の見込みという中で、私、平成25年度に税制改正があってふえたということで申し上げましたけれども、これは税率の引き上げではなくて、県からの振りかえということでございますので、答弁を訂正させていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

○委員長　　暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 議案第42号 スポーツプラザ外構工事請負契約の締結について

○委員長 続いて、議案第42号 スポーツプラザ外構工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第42号につきまして御説明申し上げますので、議案書の85ページをお願いいたします。

平成30年議案第42号 スポーツプラザ外構工事請負契約の締結についてでございます。

次の86ページには、参考資料といたしまして仮契約書をつけさせていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員 提案説明でも、13業者が一応、今回一般競争入札での応じたところがあるよということだったと思うんですね。

一般競争入札ですので広く対象になるわけですけど、例えば市外業者あるいは市内業者で分けられますか、13業者の。

それと、落札率はどのぐらいだったかということですけどね、今回の場合。落札率をお聞きしたい。

○総務課長 まず13者の内訳でございますが、11者が市内業者、うち本社が

市内にあるものが7業者、支店のものが4業者、市外業者2業者の全部で13業者でございます。

続きまして、落札率でございますが、97.03%でございました。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　ほかに質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時24分　休　憩

午前10時24分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前10時24分　休　憩

午前10時39分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議案第43号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

#### 第1条　歳入歳出予算の補正のうち

##### 総務部

の所管に属する歳入歳出

##### 企画部

の所管に属する歳出

#### 第2条　継続費の補正

○委員長　議案第43号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第

1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、企画部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごと審査をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の89ページをお願いいたします。

上段、第2表 継続費補正、表の上段、2款1項、事業名、布袋駅東複合公共施設整備（事業者選定）事業でございます。

これは布袋駅東複合公共施設へ市立図書館を移設するに当たり、民間事業者の選定など複合公共施設の事業スケジュールを延長することから、アドバイザー業務委託につきましても図書館の移設を踏まえた検討をする必要があります。業務委託に係る契約額の増額及び契約期間の延長をするものでございます。

それでは、はねていただきまして議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段にあります2款1項2目秘書政策費、布袋駅東複合公共施設整備（事業者選定）事業でございます。

続きまして、別冊の平成30年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の7ページに事業概要を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員 説明資料のほうが見やすいので、7ページですね。これで全体の流れがわかるものですから、ここでちょっと聞いていきたいんですよ。

基本的には、まず継続費補正があって、本来、平成29年、平成30年で終わる予定だったものが、新図書館のことが新しく浮上しましたから、それを含めて、引き続きであと2年間、平成31年、平成32年まで継続をしましょうと

ということで、今回継続費補正が出ましたし、それを受けて具体的に、今年度に限っていけば36万7,000円ほどの補正ですけど、それも含めて、その後のことも含めて、この7ページに書いてありますので、ちょっと順番にお聞きしたいわけですが、本会議でも一定出ましたので極力重ならないようにしたいと思っておりますが、ちょっとダブった場合は申しわけないんですが、要は今回、補正予算なもんですから、数字的にどうかというところがよくわからないという部分があるわけですけど、例えば平成29年度の欄を見ますと、補正前には、大きな表題は事業スキームの精査というのがもともとありまして、その中身には全部で5項目ですかね、丸で打っていましたね。一番上段が実施方針・要求水準書（案）の作成及び公表支援という形で続いて、平成29年度中には契約書の案も含めて、あるいは審査委員会の運営・公表に関する支援をやって、予定で行けばことし、平成30年の欄があるわけでありまして、もともとことし9月30日ぐらいまでの予定で進めておるとというのが本会議でも説明がありまして、多分、この契約の時点というのは6月ぐらいが当初の、最初の案でいけばそれぐらいだったというのは我々に示された工程表だったと思いがあるんですね。

その後、若干予定よりも少しずつおくれてはおったけど、それは既に報告はされておったわけでありまして、問題は、補正後のまず平成29年度のところが議論になったところなんですけど、今回は補正後というところでは事業スキームの精査で、黒い丸ボッチで実施方針・要求水準書（案）の作成等というふうに記載がされております。

金額的なところを言うと、下の欄でありますけど、事業費のところはその金額の内訳が書いてあるんですけど、つまり平成29年度補正前は2,379万3,000円を出発をいたしました。補正後も、これはその記載はこのままになっております。2,379万3,000円、ただし継続費だもんですから米印というのでしょうか、右下に、そのうちの878万5,000円は翌年度へ遞次繰り越すと、これは継続補正のやり方ですよ。2年間にちょっと繰り越したよと。本来なら平成30年で終わったら平成30年までしかやれないんですけど、たまたま平成31年、平成32年まで伸ばしましたから先まで行くよと。

議論になったのは、じゃあこの差額ですよ。つまり平成29年度執行した

のは約1,500万円ぐらい執行したということになるんですよね。逡次繰り越ししたのは878万5,000円ですから、その残額の1,500万円ほどが執行したということでもあります。そのことで若干議論があったんですよね。

私が思ったのは、補正前に丸が5つあるような項目で分けられています。この丸印に対して、例えば一番上の実施方針・要求水準書（案）の作成や公表支援、その次が募集要項だとか要求水準書の作成や公表だというふうに書いてありますけど、2,379万3,000円の委託料は、この5つの丸印に振り分けをするとそれぞれ幾ら幾らというのはわかるんでしょうか。

○秘書政策課長 その5つの項目に振り分けてはちょっと計算のほうをしていないんですが、ただ、今年度の出来高、先ほどもお話がありましたが、約1,500万円の内訳としては一応数字のほうは持っております。

○東委員 本会議で部長さんが答えていただきました数字があったじゃないですかね。あのときに、違っておるといかんので、後で間違ったら訂正してくださいね。人件費で456万円かな。

○秘書政策課長 456万1,100円です。

○東委員 ざっと456万円という報告があって、さらにその他という言い方だったかな、24万5,000円があってとか、それからあと直接経費という表現の仕方で271万円とか、あるいは一般管理費で486万円で消費税が110万円ほどあるよと。総額約1,500万円ということですよ。そういうような1,500万円、執行の中身が報告されたわけですけど、あれを聞いておる限り、本当に公共工事の直接管理費だとか一般管理費はべらぼうだなという印象を持ったんですけど、それだけで600万円とか700万円の世界があるわけだもんですから、直接工事費は共通経費も含めてそういう状況ですけど、そうすると今、冒頭に聞いたような5項目の大きな丸印があるわけですけど、この項目的には分けられないということになるんでしょうか。それがよくわからない。

○秘書政策課長 直接人件費ということであれば当然出ますけど、その他経費については案分しないといけないものですから、そこまではちょっと算出していないというところがございます。直接人件費であればお答えはできます。

○東委員 なぜそれを聞くかというのと、例えばこの表を見ておると、説明欄

がありますよね。平成29年度の補正前のところに白丸がありまして、この欄外に、平成29年度から繰り越す主な業務ということではありますが、それがぼんと飛んで、つまり平成31年に行くわけですよ。

例えば、ここに書いてあるとおりですよ。一番上の実施方針・要求水準書（案）の作成及び公表支援も平成31年もまた出てくるということでしょう。そういうふうに関係していますよね、この表は。

黒丸は新たに追加する業務ということで、これは新たに図書館の移転を踏まえた新しい業務が発生をしますのがことしになったというふうです。だから、平成29年から平成31年に、これほとんど飛んでいくような気がするわけですよ、大体、見ておるとですよ、そのまま。それで出た議論がそういうこと。1,500万円は執行したけど、約878万円が逡次繰り越しだけど、ほとんどが平成31年に飛んでいきそうな気がするわけですけど、じゃあ、実際1,500万円って何だったのという議論がちょっとあったんですね、本会議でね。そういうので聞いたんですよ。

例えば、もしこうやって事業が5項目にあるんなら、それぞれ幾ら幾らというふうにもともと積算をしてあって、そのうち878万5,000円が飛んでいったというんならよくわかるんですよ、878万5,000円の内容がね。というふうに思ったんです、私は。

そういうふうに説明ができないものなのかということなんですけど、どの業務だとどんだけだというようなことが、例えば。

○秘書政策課長　　まず、この白丸のところですね。白い丸について、例えば実施方針・要求水準書（案）の作成及び公表支援というようなことがあります。この業務については平成29年度に一部実施をいたしまして、一部を平成31年度に繰り越すというような意味合いでこの表はつくっております。ですから、そのまま平成31年度に同じような項目が出てくるというようなところになってきます。

○東委員　　一番上はそういう御説明だった。この5項目全てがそうではなさそうですね。

例えば、実際に契約書の作成までは多分まだ行かないもんね、まだ平成29年度の段階では。行ってなかったでしょう。だって、契約書まではあり得な

いもんね。そういうふうに理解していいですか。

○秘書政策課長 契約書の作成の案の検討というようなことで、ある程度検討のほうは平成29年度から行っておるといところでございます。

○東委員 そうすると、それぞれが当然、平成29年度中に仕上げないかんわけですから、作業をやっていただいた。ほぼ同じような内容のものをもう一回、平成31年にやるというふうに受け取るということでもいいんでしょうか。

○秘書政策課長 平成30年度に主に図書館を踏まえた検討をもう一度行うといところで、追加業務というようなことで考えております。

○東委員 たまたま今ちょっと平成30年の話に入りましたから、ちょっと関連して聞きますけど、要はこの事業費の内訳を見ていますと、平成30年以降、今後これからやっていく事業なんですけどね。平成30年には、もともと617万8,000円だったものが654万5,000円、36万7,000円ふえて、さらに継続費として平成31年、平成32年見てある。これ合わせると約960万円ぐらいあるわけでありまして、ここに878万5,000円が加わるわけですよ、お金としては。それを含めて、だから約990万円ぐらいに870万円ほどをつけ加えた金額で、今後、平成31年から平成32年まで仕事をやるというふうに受け取ったわけですけど、そういうことでもいいんですよ。金額的にはそういうことですよ。

○秘書政策課長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 じゃあ、それぞれが平成29年から平成31年にぼんと飛びましたけど。そうすると、平成29年度に大体のことをやったんですけど、仕事としては、当然予定しておった。でも、たまたま図書館の基本計画が前提になるようなものの新しい計画をつくることになったということで、継続費が今回予定されたわけですけど、その仕事と、この辺の平成29年の仕事の内容と平成31年の仕事の内容との金額的な積算の中身というのがちょっと見えないなあという気がしたんですね、よくわからないのは。

例えば、これ予定表を見ると、平成31年というのは434万7,000円ですよ。434万7,000円でやるのかというふうに見れるわけですけど、でも現実には878万5,000円がこの中に入ってきておるじゃないですかね。これが表面に出てこないんですよ。それがどうやって振り分けられるかと、よくわからんわ

けですけど、そういうのをどうやって見るかというのがよくわからない。この仕事の量と、それに符合させることはできないのという、金額が。そういう意味で聞いたんです、前段の後半というのは。その辺はどうなんですか。

○秘書政策課長　例えば、平成31年度の434万7,000円でちょっと御説明させていただきますと、まずそのうち、342万3,000円が図書館を踏まえた検討部分というようなことで追加業務となっております。残りの92万4,000円につきましては、審査委員会の運営、打ち合わせというようなことで、こちらについては平成30年度であります617万8,000円の一部の業務ですね。平成30年度の業務の一部がこちらに来るということになってきます。そして、あと繰り越す業務というようなこともございますので、繰り越す業務が878万5,000円というところのうちの545万4,000円を繰り越した業務が入ってくるというようなことで、合計いたしますと、平成31年度については980万1,000円ということになってきます。

○東委員　せっかくそういう形で、事業の内容別に予算の振り分けをさせておるんでしたら、そういうのは同じように878万5,000円の繰り越した分も多分割り振られるんでしょうからね。それが何か話が出ましたもんね。そういうのがどういうふうにならなく平成30年、平成31年に流れていくんだというふうには、一覧表みたいにならないですかね。

○秘書政策課長　現在、そのような一覧表はちょっと作成のほうをしていないものですから、個別の表というものはあるんですけど、何年度にどういう事業を行うという表はあるんですが、それをまとめた表というものは現在、作成のほうはしておりません。

○東委員　聞いていくと、先ほどの図書館の基本計画は342万円だとか出ましたよね。そうすると、ほかもちろんとあるんじゃないかという気がしたので聞いたんですよ。

審査委員会の運営に関するものは92万円ほどだと出ましたから、じゃあほかの実施方針・要求水準書（案）の公表だとか、あるいは募集要項等の作成だとか、あるいは民間事業者の選定基準の様式だとかは幾らなのというふうには、振り分けはないんですか。

○秘書政策課長　振り分けについては当然把握はしておるんですが、その表

になったものと言われると、そういうのは作成していないと。

○東委員 それは表になっていなくてもいいんですよ。口頭で報告していただけたら、それをそのままに表にしてもらえれば、手書きにすると間違ったらいかんですからね。現実には内訳があるということなら、そういうふうにしてもらえればありがたいなと。議論が、話がすぐ終わるんじゃないかと思うんですよ、ぱっと見ればいいわけでもんね。一つ一つ聞いておるよりも、ぱっとそういうふうに内訳がちゃんとあるのであれば、見せていただければ簡単だという思いで、表にしてもらったほうがいいんじゃないのということなんですけどね。どうなんですか。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時57分 休 憩

午前10時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書政策課長 今、私どもでちょっとまとめさせていただいたものを御提示させていただくというようなことで、お願いいたします。

○東委員 じゃあ、それはそれで、ありがとうございます。数字を出していただくということですね。

それで、内容のほうにちょっと確認をしていきたいのは、例えば平成30年は補正後を見ると、ここにある黒丸ですので、新たな追加業務ということで、図書館の移転を踏まえた土地利用の施設計画の検討だとか、基本計画見直しだとか、民間事業者意向調査、あるいは実施方針などの要求水準書（案）の精査もあるよと、今度やるということになっておるんですけど、これは多分、新図書館ということが前提になるものですから、当然要求水準書も変わってくるということで新たなものがつくられるんだろうと思うんですけど、それで、この内容を見ておると、大体この内容は一番最初の平成28年に始まりましたですね。平成28年にもともと予算が900万円ちょっとですね。最初の基本計画をつくっていただきました、我々にですね。

それで、議会でも、八千代エンジニアリングが来ていただいて、基本計画をつくっていただきましたから、いろんな今回の基本計画に基づいたこういうレジュメが我々に示されて、大体事業スキームも含めて計画書が発表がさ

れたわけでありませう。

この内容の確認というの、今回の平成30年にやる中身ですけど、土地利用も施設設計の検討も、これはもともと平成28年にやった仕事だなあという気がしました。つまり、当初の公共施設部分というの、まだ大分小さいスペースでしたね、今から比べますとですよ。大体、共用部分を合わせて3,000平方メートルぐらいでしたかね。そのぐらいだったという記憶があるんですけど、今回新図書館が加わるということも、本会議でも大体のところは出ましたですね、どのぐらいのスペースが公共の部分を考えておるかというの。

それに関係することによって、多分、土地利用などもまたいろいろ変わってくるという前提であるんでしょうけど、ちょっと確認したかったのは、民間事業者の意向調査もここに書いてありますし、基本計画を見直し、土地利用も書いてありますから、要は一番のポイントになるPPPあるいはPFIの事業をやるということで、前提で平成28年度は進みましたから、基本的にはPFI導入の意向調査をするという判断でよろしいんでしょうか、平成30年度の仕事は。

- 秘書政策課長 平成30年度については、ここに記載のとおり、図書館の移転を踏まえてそのような検討をしていくというようなところでございます。
- 東委員 そうすると、これも本会議で出ましたね。例えばVFMも、鈴木議員さんでしたかね。どうなりますかというのが、それは当然、この新たな意向調査によってまた変わるの、計算上また出てきますよということでありました。

それを含めて、私が聞いておった思いは、それを聞いておったから平成28年でやられた最初の基本計画をつくったときのPFIの導入意向調査にほぼ同じようなことをもう一回やられるのかなという気がしたんですけど、そうしますと、あのときに最終的には我々に示された事業スキームは、合築の場合と分棟方式でという、もう一つは土地の売却をしてやることはちょっと排除された。一応、全部江南市の土地の上に合築か、あるいは分棟方式かというのが一つの案として示されました。あと借地契約が定期借地契約で30年を前提に進めましょうということまでは示されたんですよ、平成28年度のP

F I 事業の導入意向調査でね。

今回は、もう一回その部分が、改めてもう一度平成30年度に行われる意向調査などの中でその辺のところ再検討されるということになるのでしょうか。

○秘書政策課長　そのあたりは当然、図書館の移転を踏まえた形で分棟だったり合築だったり、また建物の改装であったり、その辺を検討していくことになるというふうに考えております。

○東委員　多分、方針としては図書館は市が購入していくという前提も、江南市はそこまで意向は示されたもんですから、そういう点で大きく建物の形態が変わるなあという気がしたわけですけど、一体のものから購入するというやり方がなかなか難しいなあという気がせんでもないんですけど、イメージ的には公共部分が大幅大きくなりますから、その部分がもし分棟方式だといろんな形でやりやすいのかなという気もしますんで、それは意向調査をやられる。

定期借地の30年という期間ですね。これについてもあれですか、やはり検討課題ということになるのでしょうか。

○秘書政策課長　現在、借地については、事業用定期借地というようところで考えております。30年で考えております。現段階では30年というところでは。

○東委員　30年は変わらないのね。

そうしますと、ちょっと話がずれるかわかりませんが、図書館の基本計画が、この移転を考える場合に、つまり今回の新しい継続費補正まで行って、2年間延長してやることになった大もとは、多分図書館の新設が前提になるわけでありまして、その図書館をどうその中に入れ込むかというのは、これから意向調査なんかも含めて新しいアドバイザー契約の中に出てくると思うんですけど、ちょっと話がずれるかわかりませんが申しわけないんですけど、本会議で図書館の運営方式にちょっと話が及びまして、現在、江南市は図書館は御承知のように指定管で運営していますが、新たな図書館を入れ込むということを想定した場合に、その後の運営方式について、指定管というのはもう選択肢としてはあり得ないじゃないでしょうかというふうに我

が党の議員のほうから出たんです。

そのことについて、ちょっと確認だけしておきたいわけなんですけどね。

○企画部長　多分、トップランナーとか財政上のような気もしますので、ここでお答えするかどうかちょっと疑問でございますが、そういう関係でございましたら、総務部長のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

○総務部長　今、議場での議論の中に交付税のトップランナー方式という議論があったということですので、財政担当として御答弁をさせていただきます。

まずトップランナー方式とは、平成28年度から交付税の算定方式に導入された制度で、歳出を効率化に向けた取り組みを普通交付税の基準財政需要額の単位費用の積算に反映させるというものでございます。

その中で図書館の管理業務、図書館の管理について、この業務改革として指定管理者制度の導入を上げております。

まず平成29年度以降にこのトップランナー方式への導入が検討されたという経緯がありました。現実といたしましては、実態として図書館管理に指定管理者制度の導入が進んでいないなどの理由によりまして、総務省は図書館管理の指定管理者制度の導入についてトップランナー方式への導入は見送るという見解を出し、実際に今現在はそういったことになっております。

しかしながら、このトップランナー方式導入の検討の中で、見送る理由として、総務省としては、図書館管理に指定管理者制度が適さないという理由は示していないというのが現実でございます。

○東委員　財政側から出していただきまして、多分、指定管の導入を図書館の運營業務として採用するかしないか、これは今後の話なんですけど、基本的には。

ただ、一応それに対する見解を述べさせていただいて、これちょっと委員長さんをお願いしたい、ちょっとお聞きしたいんですけど、その当時の総務省のそれに対する見解が出ておるものですから、多分これが参考になったと思いますので、これを皆さんにお示ししたほうがいいかと思って用意させてもらったので、よければ配りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○委員長　はい、お願いいたします。

〔資料配付〕

○東委員　それで、この裏側なんです。表題は、地方行政改革の取り組みについてと、これは総務省の当時の高市総務大臣の発表で、裏側です。

総務部長さんが答えていただきましたトップランナー方式の関係の、どういう内容がもともとこの地方行政財政計画の取り組みについてで出たかというのと、ここを見てありますように、要は検討対象業務というのは一番上に図書館が出てくるわけですね。それ以外に、博物館とか公民館とか児童館というのがもともとあって、業務改革の内容というのは、指定管を導入しようという前提で、この4つのことを検討するわけでありまして、一番上段にありますように、この4つの施設については、今後の方針というところで、先ほど部長さんが言っていたとおりで。つまり、以下の地方団体の意見等を踏まえてトップランナー方式の導入を見送ることとするという。

つまり、財政基準需要額を計算する際の単位費用を計算する際に、どういう流れがあるかというのと、これはたまたまこの4施設で、それ以外はそれぞれ単位費用が変わってくるわけですね。つまり平成28年、平成29年、平成30年とって、財政需要額の単位費用を変えていくと。つまり減らしていくという意味で変える予定があった。

じゃあ、それについてこの4つはどうするかということで、例えば丸印の運営は、これは図書館と博物館の関係でありますけど、地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多いということで、教育機関あるいは調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である（図書館とか博物館）はこういうことを理由にして、いわゆる導入しないことの理由ですね。あるいは、その下の丸は関係省、文部科学省、厚生労働省とか関係団体、日本図書館協会において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見があるだとか、これは関係省も認めておるということですね。あと、実態としては全国的には指定管の導入が余り進んでいないとか、最後の丸は社会教育法の一部改正で社会教育施設における人材確保及びそのあり方について、指定管理導入による弊害についても十分配慮して検討することの附帯決議があ

ることが一つの例でありますけど、こういうことの理由にして、当面平成29年度についてはこのトップランナー方式へのこの4施設の導入は見送るという意味合いなんですけど、趣旨からいくと、とりあえずは交付税算入の、我々は交付税を受け取る団体ですので、江南市の場合、全国的に多いわけですけどね、交付税を受けるところが。それを考える上で、国のほうはトップランナー方式というのを採用して、例えば窓口業務だとかさまざまな業務を含めて経費の単価を少しずつ下げていきたいと思いますというような流れがつくられておるんですよ。それは指定管もそのことの一つだと思うんですけど、ただし、そういう流れにはそぐわないよということでこの4つの施設ですね。図書館、博物館、いわゆる社会教育施設と言っていいんでしょうかね。こういうものは当面は指定管の導入をしないというふうな位置づけをしたということでしたので、趣旨は先ほど総務部長さんのほうからは、いわゆる交付税算入の基準財政需要額の単位経費の金額を見直しする対象にはしないよというような意味だと受け取っています、このやり方はね。

本会議で出た議論は、今後の運営方式について、だから、全国的な様子だとか、総務省も考えておるように、こういういろんな意見があることを前提にすれば、当面はですね。トップランナー方式の導入を見送るという意味は、つまり経費削減の対象にするような形の民間委託というか、指定管の導入は当面見送りましょうという趣旨だったと思うんですね。そういうことを反映した議論だったと思いますので、その辺はちょっと意を酌んでいただいて、これは参考にしていただければということでお願いをしたいなということです。

○牧野委員 唐突ではないんですけど、この話が出てきたんですけど、これの前提は、掛布議員が一般質問の中で個人的意見を事実と違った形で述べられたということで、推測してくれ、そんたくしてくれという話なんですよ、今はね。

ただ、事実と違ったことをおっしゃったことに関してはどうされるかということはお聞きしておきたいと思います。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長 今、東委員のほうから財政上のことをお尋ねいただきました。ありがとうございます。

今、総務部長がお答えをさせていただきましたが、図書館の運営方針につきましては、図書館の基本計画の策定業務の中で議論をさせていただいたものをしっかり受けとめさせていただきまして、アドバイザー業務の中で生かしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 この案件については以上とさせていただいて、ほかの質疑はございますでしょうか。

○東委員 ただ、これは多分聞いても、要は同じことだという気がしました。先ほど、意向調査の関係がこれからですのでね。

というのは、たまたま本会議でSPCの話が出ましたですね。要は特別目的外施設、これをもしPFIでやるというときに、その受け手の側ね。我々に示されておるもともとの事業スキームの詳細からいくと、民間事業者という書き方をしています。ディベロッパー系の企業が市との関係で受け手になりますと。賃貸料を受け取って、そこがいわゆる建設会社だとか設計会社とかを委託会社として捉えていくということだとか、金融機関との関係もこのディベロッパーが直接契約を結ぶので、市は一切関知しませんというのがあるわけでありませうけどね。

それで、本会議場でもSPCのことはどうなのと言ったとき、それはもう基本的には考えていませんよというのが部長さんの答弁だったという記憶があるんですけど、その辺でいくと、それも含めて、これからまたもう一回意向調査をやるわけでありませうけど、その辺のところでは、もともと前に示された事業スキームだとか詳細のようなところも含めて、またある程度検討し直すことになるんでしょうか。

○企画部長 今、本会議の議案質疑の中でも御説明をさせていただきましたけれども、現在のところは、SPCを組成することとこの条件の募集はしないということで、当局としても、そういった考え方は今持ち合わせてはおりませうけれども、今後、当然このアドバイザーの契約の中でいろん

な観点から議論をしてまいりますので、現時点ではという表現にとどめさせていただきますけれども、SPCを組成していくというふうな考え方は持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

○東委員　わかりました。

もう一点、最後に、ダブって申しわけないんですけど、事業用の定期借地という前提があるものですから、基本的には30年という話が、これはアドバイザー計画で出てきた中身ですけどね。そういうふうな定期借地をやるという方式は。

ただ、この中にもいろいろ、もともとの議論の中では、一般的な考え方としてはPFIなどの場合だと15年とか20年だとか、そういう検討もしながら定期借地の方式の30年方式というのが大体出てきたという流れがあるなあとっておったんですけど、この期間については、これは最初からですか。例えば、今回もう一回アドバイザー計画をやって、事業者募集も含めて検討していくわけでありまして、その段階でも借地期間の、例えば場合によっては20年とか、あるいは15年だとかいうことも念頭に置いた検討はされるのでしょうか。

○秘書政策課長　現段階では、基本計画を策定したときに条件として30年というように進めておりますので、現段階では30年というように考えておりますが、また今後、アドバイザー契約の中でいろいろ御意見をいただきまして、変わるということも考えられないことはないというふうに思っております。

○牧野委員　詳しくはないんですけど、定期借地権の期間というのは何年でもいいはずなんです、100年でも。

それで、こういう公共施設の場合は、私の勘で言いますと、大体30年が多いからいいんですが、一つの期間としては、60年とか50年ということも可能だと思います。その場合は、大体対価として地代が上がります、拘束しますから。ですけども、大して上がるわけじゃないんで、コンサルタントに聞いてもらわなきゃいけません、こういった公共建築物をつくる場合の定期借地権は何年がいいのか。地代がそれによって30年、40年、50年、60年にした場合、どの程度の差があるのかを含めて、30年にこだわらず、こういう何

十億の建物は短くするというのはちょっと考えられないんですが、検討されたほうがいいんじゃないかという意見で申し上げましたので、感想があれば言っていただければいいし、またそのこともどうですかという意見でございます。

○秘書政策課長　その旨、ちょっと考えてみますので。

○山委員　先ほども新しい図書館の運営方式、指定管理の問題も出ましたけれども、そのことも含めてですけれども、一般的に今の図書館というのは1,000平方メートルにちょっと満たないような図書館で、今度は規模感としては3,000平方メートルとかそういう話が出てきていますけれども、ただ、秘書政策課の皆さんで審議会をつくって議論するんだったらいいんですけど、図書館の中身とかコンセプトとかを議論するのは、生涯学習課、教育委員会じゃないですか。ある程度、この複合公共施設の中で運営していくということも、それは大前提で議論するんですけども、例えば図書館のスペースの3,000平方メートルというのは一般的によく言われていますけれども、ただどそういったこと、基本的な3,000平方メートルぐらい……。

○牧野委員　それは、市の枠が3,800平方メートルの中で、3,000平方メートルが図書館の標準じゃないよ。

○山委員　標準じゃないですけど、大体それぐらいとかという話ですよ。だから、そういう基本的な情報というのは伝えるというか、共有していかないと、ただ向こうは向こうで、理想的な図書館はどうだという話だけでやっていると、複合公共施設の中にうまく当てはまらない可能性もあると思うんですけど、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時28分　休　憩

午前11時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○秘書政策課長　図書館との連携ということでございますが、生涯学習課と秘書政策課、また受託業者であります図書館のほうの図書館流通センターと、あとうちのほうの受託業者であります八千代エンジニアリングと連携しながら事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 秘書政策課の件につきましては、以上で質疑を終了させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、総務部税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして御説明を申し上げます。議案書の89ページをお願いしたいと思います。

第2表 継続費補正のうち、表の下段にございます2款2項徴税費、土地調査評価事業でございます。土地評価設定委託料の契約の締結に伴い、額が確定をいたしましたので、総額及び年割額を変更するものでございます。

続きまして、議案書の96ページ、97ページをお願いしたいと思います。

歳出でございます。

2款2項1目は税務費、右側の説明欄にございます土地評価設定委託料につきまして、契約の締結に伴い平成30年度の委託料を88万8,000円、減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○藤岡委員 委託先はどこだということと、あと地点数ですね、何地点でやるのかということ。300で合っていますかね、その確認です。

○税務課長 決定しました業者でございますが、日本土地評価システム株式会社でございます。

今、委員さんのほうからおっしゃられました内容でございますが、基本的にはこの3年間を通じて土地の路線価を決めていくということで、特に何地点ということはなくやっていきますので、お願いしたいと思います。

○牧野委員 ちょっと私、いつもずうっと疑問に思っていたんですけど、不動産鑑定協会というのが、多分ここは名古屋だと思いますが、あって、江南市はそこに委託して、例えば年間三百数十カ所を3年間でこういうふうに調査してくれ、大体概要書で見積もりをとって、今回下がった理由をちょっともう一回確認ですが。それで下がった年度数がばらばらなんですけど、その下

げ率が20%下がったり15%下がったりと。そこら辺というのは、どういう原因でこうなったのか、それもちょっと聞きたいんですが。

○税務課長 基本的には、3年前と比べまして人件費が大幅に上がっておるということでございますけれども、5者での指名競争入札ということで業者のほうも落とすように努力はされておるものという認識でおります。

年割額にばらつきがございますのは、それぞれのやる年度に業務の内容に違いがあるということでございますので、お願いをしたいと思います。

○牧野委員 この5者入札の5者とも不動産鑑定協会の会員でしょうか。入っていない人もいますでしょうか。

○税務課長 契約書についております仕様書の中に、愛知県の不動産鑑定士協会に属する、愛知県在住の不動産鑑定士及び固定資産の評価業務の主任技術者として経験のある者という文言がございます。

○牧野委員 わかりました。みんな鑑定のそういう協会に入っているんですよ、仕様書からいって。その裏の話はいいんですけども、実は入っていないところもあるかもしれません。本当はこれ、外すとすごいことが起きちゃうんですけども、資格は持っているんです。不動産鑑定士の資格は持っているんですけども協会に入っていないところもあります。そういうのをもし外すと、価格というものがかなり変動すると僕は予測をしていますが、それはともかく、今の説明ですと年度ごとに下がった理由がよくわからないんですけども、その下げ方がばらばらだもんで、1者でこの3カ年を受けたと思うんですが、日本土地評価システム株式会社が。一律に10%ずつ下げればいいようなものを、なぜ13%下げたり、7%下げたり、8%下げたりと、その理由をもう少しわかりやすく説明いただきたいんです。作業内容が違う、ちょっともう少し説明して。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時41分 休 憩

午前11時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長 年度によって減額の率が違っておるということでございますけれども、見積もりの時点で作りましたスケジュールと実際に契約をしてか

らの工程ですね。そういったことを見直した結果、若干、時期にばらつきがあつて金額のほうが前後しておるということでございますので、お願いをしたいと思ひます。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、この辺で質疑を終了いたします。続いて、行政経営課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○行政経営課長　議案第43号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の92ページ、93ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成30年度6月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願ひします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時46分　休　憩

午後1時09分　開　議

○委員長　皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○秘書政策課長　午前中に、布袋駅東複合公共施設整備事業の中で東委員よ

り資料提供をとというお話でございましたので、資料ができましたので報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただし、こちらの資料につきましては、うちの契約のほうともちょっと確認をさせていただいたんですが、契約前の細かい内訳というようなことになるものですから、余り表に出すことは好ましくないというようなことの見解をいただいたものですから、今回は委員協議会終了後にこの資料は回収させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔資料配付〕

○委員長　それでは、補足があれば。

○秘書政策課長　それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず1枚目が平成29年度完了分というようなことで、実際できた部分になります。こちらのほうが一番下段、合計欄を見ていただきたいんですけど、1,500万7,609円ということで、こちらの内訳については議案質疑でも御報告をさせていただいておる数字になります。

そして、はねていただきまして2枚目が平成29年度から平成31年度へ繰り越し分ということで、合計で878万5,391円繰り越すんですが、そのうち平成31年度には545万4,000円を繰り越すというようなものになってきます。

続きまして、はねていただきまして、次のページをお願いいたします。

こちらが平成29年度分から平成32年度へ繰り越し分ということで、先ほど申し上げました878万5,391円のうち331万1,391円を繰り越すということになってきます。

続きまして、はねていただきまして平成30年度追加分というものがございます。これが新たに図書館の関係で追加される業務ということになってきます。これが平成30年度分といたしまして、最下段ですね。654万5,000円となっております。

次に、はねていただきまして、上下2つの表になっておりますが、上段が平成31年度の図書館に係る追加分というようなことになってきます。こちらが合計で342万3,000円が追加になってきます。

それで、下段の表につきましては、平成31年度、平成30年度当初分と記載

がございますが、平成30年度当初分に予定しておいた部分が平成31年度へ行く部分ということになります。こちらのほうが92万4,000円が平成30年度分から平成31年度に移るということでございます。

そして最終ページになりますが、こちらと同じように平成30年度当初分から平成32年度に移る部分というようなことで、こちらのほうの合計が総額で525万3,550円というようなことになります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、今配付の資料の件に関しまして質疑を行います。

何かございますでしょうか。

○牧野委員　よくわからないんだけど、1枚目を見ていて、業務の種別1から10までがあって、これの合計が直接人件費で456万円というふうに解釈すればいいんですね。

だから、多分その資料をつくって、これをつくるだけの時間、高低差と能力給みたいなのを加えて人件費をぽんと出してきて、この10項目の行動をしたと。それ以外の人件費や何かのいろんなものを書いてあるんだけど、ちょっと聞きたいんで、1から10までつくったこのデータが役に立たなかった、使い道がなかったということが明らかに言えるものがあるんでしょうか。

○秘書政策課長　そのようなものはないというふうに考えております。あくまでこの資料を活用して次につなげるというふうに考えております。

○牧野委員　ちょっとこの委員会にはそぐわないんですが、この1から10まで1,500万円をかけてつくった資料について、つくっただけで使わなかった、使い道がないというふうな議会発言があったことについて、当局はどう思われますか。

○企画部長　その発言の際にも、その発言の前だったと思うんですけども、私のほうから御発言をさせていただきました。

使えないものをつくったというわけではございませんで、全て当然使えるものをつくっておりますので、今回、布袋駅東に図書館を移設するというスケールではなくて、前の計画のままであれば、全部そのまま公表して契約までたどり着けるような内容のものを作成いたしておりますので、今回は、先ほど委員おっしゃっていただきましたけれども、今つくったものに図書館の

部分をオンしていくような考え方でございますので、今この1,500万円を使った分というのは全て、例えば図書館を外してしまえば、今現在公表できるというものをつくっておりますので、よろしく願いいたします。

○東委員　　ありがとうございました、資料を出していただきまして。

私が確認したかったのは、全体の流れが大体わかりましたので、例えば繰り越した分も振り分けていただくという中身もわかりましたので、4ページの、いわゆることしの分のここで追加分が出てきて、これを新たな追加分ということになる事業ですよ。

ここは、平成30年分の654万5,000円がここで出てくるわけですけど、これはちょっとダブる可能性があって申しわけないんですが、ここでいわゆる土地利用だとか基本計画だとか、民間事業者とか出てくるんですけど、この部分は平成28年度、最初にあったときのPFI導入の意向調査というんだったかな、その導入の調査をするということとほぼよく似たような内容のことがこの追加分で、図書館を前提にするわけだもんで、ことが行われるということでもいいんですかね。

○秘書政策課長　　この4ページ目の平成30年度追加分の中の1.(1)から(3)までが、主にその基本計画の中の見直しにかかわる部分というようなところでございます。

○東委員　　それでここに、多分これで公共部分が非常に大きくなるものですか、この中で例えば、具体的にはもう合築なのか、あるいは分棟なのかとかいう案もここで出てくる、あるいは期間なんかもここで出てくるというふうに見ておけばいいんですか。

○企画部長　　今、委員お尋ねの合築、分棟というのは、私どもも検討はしてまいります、最終的には業者のほうの提案によりますので、面積ですとか駐車場ですとか、いろんなものを勘案した中で最終的には業者の提案を、何者か提案していただけるというふうに思っていますので、その中で選択をしていくというような形になろうかと思えます。

○東委員　　期間もと聞いたけど、両方ともよろしいですか。事業期間、借地期間というか。

○秘書政策課長　　そのあたりも当然、事業期間も検討していくというような

ことで考えております。

- 東委員　それで最終ですけど、これで平成30年で、図書館基本計画も踏まえた計画ですので、本会議で言ってみえたようにパブリックコメントは平成31年度の3月ぐらいにやりたいねということだよ。それは図書館の基本計画もできるし、それを含めたアドバイザリー契約のほうでもほぼ方向性が出てくるということで、そこで一遍市民の声も聞きましょうかという捉え方はしたんですけど、それがここの部分の中身が大体まとまると、計画書の中身がある程度、これが大体あそこに反映されてくることになるのかな。
- 秘書政策課長　はい、そのとおりでございます。
- 委員長　それでは、本件についての質疑は尽きたようでございますので、以上とさせていただきます。
- 企画部長　午前中の東委員から御質問いただきました図書館の運営方針に係るところのトップランナー方式というところで、総務部長が答弁をさせていただきましたが、改めて副市長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 副市長　午前中に総務部長も説明をさせていただいたと思いますが、去る6月15日、本会議におきまして、一般質問の中で掛布議員から、図書館の指定管理に関する事で少しおっしゃられたことを申し述べますと、国も総務省も図書館運営に指定管理制度は適さない。したがって、トップランナー方式から図書館を外しております。そしてその後、その他いろいろおっしゃられた中で、少し進みますと、もう既に指定管理はだめだよと、これが国の政府のほうとしても結論を出しているわけですよと、このようにおっしゃってみえます。

これは、総務省等のいろんな会議録等を掛布議員が拝見されて、そこから掛布議員の解釈としてこのように解釈をされたと私は理解しております。

しかし、私どもも同じようにその書面を見たところ、午前中に総務部長が申しあげましたように、国のほうでは行政の合理化の政策を含めてトップランナー方式を23事業に導入していこうという議論をしました。ところが、なかなか市町村の中でも全てが指定管理が進んでいるわけではない。直営でやっているところもある。そういった事業を除く16事業のみを平成28年度から

トップランナー方式を導入しました。したがって、現在、図書館の業務のことに、普通交付税の経費の算定上はトップランナー方式は入っておりません。これは事実でございます。

しかし、それを称して指定管理に適さないというのではなくて、国も確かに、まだまだ図書館とか、それから博物館とか公民館、こういったことに対して指定管理を導入している団体も少ないですから、これを慎重に見て、これから地方団体の取り組み状況を見ていきたいという中でトップランナー方式の導入を見送ったということでございます。あくまでも見送ったということであって、それが称して指定管理を国が認めていないというものではないと私どもは理解しております。

したがって、新しい図書館の今後の管理運営につきましては、当然、今行っておりますように指定管理による方法も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして議案第43号の全ての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後1時23分　　休　憩

午後1時23分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

---

年度調査事項等について

○委員長　それでは、続いて年度調査事項等を協議していただきたいと思  
います。資料はタブレットの中に入っておりますので、御確認をください。

今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先などを決めて  
まいりたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にし  
てございますので、御参照いただければと思います。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

何か御意見ございませんでしょうか。

○古田委員　窓口業務に関係することですけれども、今、コンビニでの住民  
票交付、印鑑証明交付が進んできております。

先日、私、各務原市役所に窓口業務について勉強してまいりましたが、平  
成31年度よりコンビニ交付を導入されるということで、先般は私ども北海道  
にも行ってまいりましたけれども、今回は埼玉県のほうにも視察に行きます  
が、あちらのほうも随分進んでおります。将来的なコンビニ交付をやってく  
ことがやっぱり窓口の簡素化にもなりますし、市役所も駐車場が満車という  
こともありますので、コンビニで24時間交付というのは私は早く進めていく  
べきだと思いますので、それをぜひ勉強に生かして、この総務委員会として  
も勉強に行ったらどうかなあというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○古田委員　調査事項、マイナンバーに関することですがね、それは。

○委員長　项目的には、今までののでよろしいですかね。

○藤岡委員　6番の防犯、防災安全課が建設産業委員会のほうに行っちゃっ  
たので、6番は削除ですよ。6番を削除する形で、その他はこのままでよ  
ろしいんじゃないでしょうか。

○山委員　ちょっとわからないんで教えていただきたいんですけど、先ほど  
のコンビニの住民票の交付でしたか、マイナンバーと関係があるんですか。

○古田委員　マイナンバーがないと。

○山委員　マイナンバーがないとコンビニではもらえない。

○委員長　ほかに、調査事項について御意見ございませんか。

〔「6番は」と呼ぶ者あり〕

○委員長 6番は削除いたします。

それでは、ほかに御意見がないようでございますので、今年度の当委員会の調査事項は、マイナンバーカード（情報管理）について、公共施設マネジメントについて、収納・滞納対策について、消防行政について、地域・市民協働の取り組みについて、行財政改革・行政事業レビューについて、地方創生について、その他当委員会の所管する事項というふうにさせていただこうと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、当委員会の調査事項につきましては、今読み上げをさせていただきました事項に決定させていただきます。

この決定された事項につきましては、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきましては、事務局より説明をお願いします。

○事務局 年間の予定にお示ししておりますとおり、案といたしましては、10月16日火曜日から10月19日までのA案、10月22日月曜日から10月25日木曜日までのB案、10月29日月曜日から11月1日木曜日までのC案、3案となっております。この中から何泊、何日で実施されるのかをお決め願いたいと思っておりますが、この案のうち、資料の下記にも表示してありますが、B案、C案の期間中には公務が入っている議員の皆様方がお見えになるところでございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長 ただいま御説明をいただきましたけれども、事前に皆様方には御案内をさせていただきまして、A案、10月16日から10月19日というところで調整をお願いしたいというふうをお願いをしているところでございますが、この日程案のうちの通常2泊3日で実施をされておるようでございますので、

この16日から19日の間の2泊3日の日程ということで行いたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、行政視察調査につきましては、10月16日火曜日から10月19日金曜日までの間の2泊3日の日程として実施をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

### 行政視察の調査先及び調査項目について

- 委員長　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。  
先ほどの日程内で当委員会の年度調査事項に基づき行政視察に参りたいと思います。何か調査項目等、御意見ございましたらお願いをいたします。

- 古田委員　さっき言った。

- 委員長　コンビニ交付ですね。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　では、ないようでございますので、古田委員さんの御発言を基本として、視察先との調整もでございますので、日程等については正・副委員長に一任をいただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただいて、後日、御報告をさせていただきます。

---

### 今年度の当委員会の研修会について

- 委員長　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについては、過去の実施の経緯を御紹介しますと、平成26年度が防災についてということで、これは3常任委員会合同で開催をされましたが、平成27年の1月27日に開催をされております。平成27年度については、公民連携についてということで平成27年11月9日、そ

れから平成28年度につきましては、自治体非正規公務員の現状と法制度面での課題についてということで平成28年11月11日、それから平成29年度につきましては、南海トラフ地震に備えて、過去に学び現実を直視するというテーマで平成30年1月23日に開催をされております。

何か研修会のテーマ、また日程について、また講師の方について、何か御意見ございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長 資料はないです。今読み上げたのが過去の。

例年11月から年明けに開催されておりますので、そのぐらいの日程であれば、次回の9月に決めさせていただきたいと思っておりますので、何かございましたら事務局か正・副委員長のほうにお知らせをいただければと思います。

それでは、この件はこの程度にとどめます。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

資料はタブレットにございますので、よろしく願いいたします。

この件につきましては、5月22日に行われました議会改革特別委員会におきまして各常任委員会の開催場所と時期等について、あらかじめ協議をされておりますので、その結果について御報告をさせていただきます。

なお、昨年度までの総務委員会のテーマ等を一覧表にしてございますので、参考にしてください。

日時は、8月18日土曜日、午前10時から正午までとし、今回は各委員会ごとにテーマを設け、全体会から分科会へ移行する形となります。

場所は、江南市民文化会館でございます。全体会を第1会議室で行い、当委員会の分科会は第2会議室となっております。

なお、テーマ及び分科会の配付資料につきましては、各常任委員会で責任を持って決定していくということになっておりますので、テーマ、また資料について、皆様方の御意見を頂戴したいと思います。日程の関係上、本定例会までには決めたいと思っておりますので、何か御意見ございましたらよろ

しくお願いを申し上げます。

○藤岡委員 公共施設再配置ぐらいですかね。

○山委員 総務委員会の所管のテーマで考えるんですか。

○委員長 そうですね。

今、公共施設の再配置というお話が出ましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

〔「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

そうしたら公共施設の再配置についてというテーマを軸に、正・副委員長で決めてまいりたいと思います。また、資料につきましても正・副委員長で責任を持って準備させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思いますのですが、そのようなことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

委員の皆様には、当日、午前9時に御参集をいただいて会場設営などのお手伝いをいただいた後、来場者の受け付けを行っていただく予定をしております。また期日が近くなりましたら、役割分担などを含めまして改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

初めての委員長席でございましたけれども、3回目の総務委員会で初めて経験をいろいろさせていただきました、ありがとうございます。以上で総務委員会を閉会いたします。

午後1時37分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 幅 章 郎